

大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学部の内部質保証に関する方針

大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学部は、以下の方針に基づき内部質保証を推進する。

1. 基本姿勢

大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学部は、建学の精神、使命・目的、並びに人材養成及び教育研究上の目的の実現を図り、かつ、教育研究活動等の質の向上に不断に取り組むため、自ら行う点検・評価に基づいて必要な改善を実施し、その状況を積極的に公表する。

2. 自己点検・評価及び内部質保証の組織体制

- 1) 3つのポリシーに基づく教育活動の質保証に係るPDCAサイクルは、付図（教学に関する内部質保証の組織体制）のとおりとし、内部質保証推進会議は、同組織体制が適切に機能するよう管理・調整するとともに、教育の質保証に関する責任を負う。
- 2) 教育研究活動に係る自己点検・評価については、自己点検・評価統括委員会の指示・統括のもとに、各教育課程の運営会議体等がそれぞれの所管する事項に関して行う。
- 3) 財務、会計、管理運営等の法人に係る自己点検・評価については、理事会が行い、理事会は必要な改善等に関する責任を負う。担当理事は、当該点検・評価の結果等を自己点検・評価統括委員会に報告する。また、理事会は、事業に関する中期的な計画の策定にあたり、認証評価機関による評価結果を踏まえる。
- 4) 事務局に係る自己点検・評価については、事務局長の統括の下に事務局会議が行い、事務局会議は必要な改善等に関する責任を負う。事務局長は、当該自己点検・評価の結果等を自己点検・評価統括委員会に報告する。

3. 自己点検・評価報告書の作成と評価項目

自己点検・評価統括委員会は、の上記2の2)～4)における自己点検・評価の結果等をもとに、原則として7年間に2回、自己点検・評価に係る包括的な報告書を作成する。同報告書における基本的な評価項目は、(1) 基本理念・使命・目的 (2) 学生の受入れ (3) 学生支援 (4) 教育研究等の環境 (5) 教育課程、教授方法、学修成果 (6) 教員・職員、教員組織、教育研究組織 (7) 経営・管理、財務 (8) 自主的・自律的な教育の質保証 (9) 社会貢献とする。

4. 内部評価及び外部評価の積極的な活用

学長及び理事長は、上記3の自己点検・評価に係る包括的な報告書、並びに認証評価機関による評価結果に基づき、さらに改善すべき事項がある場合には、速やかに適切な措置を講じる。

5. 教員の教育活動等における質保証

各部会（大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学部の教員が合同で専門分野別に構成する会議体）における教育活動の改善を推進し総括する組織として、大阪音楽大学及び大

阪音楽大学短期大学部にそれぞれFD・SD総括委員会を置く。

大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学部の同委員会は合同で、FDフォーラムやFD・SD研修会を開催し、教員一人一人の努力と協力が教育の質保証につながることの自覚を促す。また、自己点検・評価統括委員会との連携のもとに、教育方法、授業運営、成績評価、単位制度の実質化、授業評価等の観点から検証を行い、必要に応じ各部会に改善策の提出を求め、改善状況を確認する。

付図（教学に関する内部質保証の組織体制）

